

6年間保存

(令和7年4月)

# 岡本西小学校 P T A 会 則



宇都宮市立岡本西小学校

〒329-1105 栃木県宇都宮市中岡本町 3709-2

TEL 673-2015

# 岡本西小学校 P T A 会 則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、岡本西小学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

(会 員)

第 2 条 この会の会員は、この会の趣旨に賛同する本校に在籍する児童の保護者及び教職員、その他会長が認めた者とする。

(目 的)

第 3 条 この会は、児童の健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教職員が協力して、学校及び家庭における教育に関する理解を深めその振興につとめる。また、児童の生活指導、教育環境の改善・充実を図るため、会員相互の学習その他必要な活動を行う。

(方 針)

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針で活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 この会は、政治的中立を保ち、この会またはこの会の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 3 学校の人事、その他管理等には干渉しない。
- 4 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「岡本西小学校 P T A 個人情報取扱いに関する基本方針」に則り、適正に運用するものとする。

(事 業)

第 5 条 本会の目的を達成するために、次の部会を設けてそれぞれの事業を行う。

### 1 専門部

- (1) 総務部 各部に属さないことがらに関すること。
- (2) 環境文化部 学校の植栽環境の整備と維持に関すること。
- (3) 広報部 会員への情報伝達、意見の交換に関すること。
- (4) 体育部 児童及び会員の健康の維持・増進、向上に関すること。
- (5) 事業部 会員の福利に関すること。
- (6) 防犯指導部 児童の校外生活指導及び安全指導に関すること。
- (7) 施設部 学校の環境維持に関すること。
- (8) 学年部 学年行事のサポート及び学級委員としての活動に関すること。

### 2 役員選考委員会 本部役員を選考をする。

## 第 2 章 役 員

(役 員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 8 名程度 書記 3 名程度 会計 3 名程度 (P 2・T 1)

他に顧問を置くことができる。

(職 務)

第 7 条 会長は、本会を代表し会務を処理する。また、会を主宰する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

書記は、会議の議事並びに本会活動の重要事項を記録し、事務を処理する。

会計は、会計事務を処理し、財産を管理する。

顧問は、本会の諮問にこたえる。

(役員選出)

第8条 役員は、役員選考委員会によって、会員の中から選考された役員候補者で、総会の承認を得たものでなければならない。

(任期)

- 第9条
- 1 役員の任期は、1年間とする。但し、再任を妨げない。
  - 2 役員は、同時に他の役員または会計監査・役員選考委員を兼ねることはできない。
  - 3 役員は、引き続いて他の役員に選考されることができる。

### 第3章 会 議

- 第10条
- 1 会議は、総会・運営委員会・部会とする。
  - 2 総会は、この会の最高議決機関であって、会長が招集する。定期総会は、毎年4月に開き予算・決算・会則改正・役員選出等重要事項を審議し、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時又は、会員の10分の1以上の要請があった時に開くことができる。
  - 3 運営委員会は、総会に次ぐ企画及び決議機関であり、役員及び各専門部長・副部長・役員選考委員会委員長・副委員長・会計監査・事務局で構成する。
  - 4 運営委員会は、必要に応じて臨時に開くことができる。
  - 5 運営委員会は、必要に応じて各種委員会を設置することができる。

第11条 本会の運営に関し必要な細則は、運営委員会で決めることができる。

第12条 運営委員会は、細則の制定又は廃止した時は定期総会において報告しなければならない。

第13条 すべての議事は出席者の過半数で成立する。

第14条 校長は、すべての会議に出席し意見を述べることができる。

### 第4章 部 会

- 第15条
- 1 会員は専門部に属する。但し、本会の役員は専門部に属さない。
  - 2 専門部は、部員より3名の委員を選出し、互選により部長1名・副部長3名(P2・T1)を選出する。
  - 3 本会の役員及び専門部の部長並びに副部長は、他の正・副部長を兼任することはできない。
  - 4 部会は部長が招集し、部の活動について審議執行する。
  - 5 子どもが2名以上在学している場合は、上の子どもの学年に所属する。

### 第5章 会 計

第16条 本会の会費は、会費、寄付金、事業益金、その他の収入による。

第17条 本会の会計は、一般会計と特別会計よりなる。  
特別会計は、事業益金、その他の収入を積み立て、この会が特別な事業を行うため必要と認められるもので、会の決議を経てこれを設置する。

第18条 本会の会費は、一家庭月額400円とする。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第6章 会計監査

- 第20条
- 1 この会の経理を監査するため、3名の会計監査委員を置く。
  - 2 会計監査委員の選出・任期は役員に準ずる。
  - 3 会計監査委員は、必要に応じて会計監査を行うことができる。
  - 4 会計監査委員は、会員の中から選考し、総会での承認を得る。
  - 5 会計監査委員は、総会での承認後、解消する。

## 第7章 役員選考委員会

- 第21条
- 1 役員選考委員会は、各専門部部長・事務局・教師2名の委員で構成する。
  - 2 役員は、会員の中から選考し、総会での承認を得る。
  - 3 役員選考委員会は、総会での承認後、解消する。

《付 則》

第1条 慶弔規定は、別に定める。

第2条 この会則は、昭和50年4月1日から施行する。  
昭和53年4月22日 一部改正

--- 中略 ---

令和 5年 4月 21日 一部改正 (第1章第4条4)

令和 5年 12月 15日 一部改正 (第1章大2条、第3章第10条2)

# 岡本西小学校 P T A 慶弔規定

岡本西小学校 P T A の慶弔に当たり、次に定める各項を規定とする。

## 第 1 条 慶事に関する事項

- 1 学校職員の結婚については、祝い金として 10,000 円を贈る。
- 2 学校職員及び配偶者の出産については、祝い金として 10,000 円を贈る。

## 第 2 条 事故、災害に関する事項

学校職員及び会員、児童の災害、事故については、状況により運営委員会において協議する。尚、急を要しやむを得ない場合には、会長の決裁によって処理し、後日運営委員会において報告する。

## 第 3 条 死亡に関する事項

- 1 学校職員の死亡については、弔慰金 10,000 円を贈り、代表者会葬とする。(配偶者、一親等及び義父母はこれに準ずる。)
- 2 会員及び児童の死亡については、弔慰金 10,000 円を贈り、代表者会葬とする。

## 第 4 条 転・退任に関する事項

学校職員については、下記の規定により餞別金を贈る。

- A 県費負担職員について・・・1年未満 5,000円  
・・・1年以上 10,000円
- B 市会計年度職員について・・・餞別金は送らない。
- C 離任式に参加した職員全員に生花を贈る。

## 補 則

- 1 慶弔準備金は、P T A 予算に計上するものとする。
- 2 慶弔準備金に不足が生じた場合は、運営委員会にはかり協議するものとする。
- 3 返礼は原則として受け取らないものとする。
- 4 規定以外のもの及び急を要しやむを得ない場合は、会長の決裁によって処理し、後日運営委員会に報告・承認を得るものとする。
- 5 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 6 会計監査は本会と併せて行い、決算は総会において報告し承認を受ける。

付 則 本規定は、昭和50年8月20日より実施する。

昭和54年3月31日一部改正

--- 中略 ---

令和 5年4月21日一部改正

## 岡本西小学校 P T A 個人情報取扱いに関する基本方針

岡本西小学校 P T A（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとしします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとしします。